

令和4年度 第1回 宇都宮市総合教育会議 議事録

- 1 日時 令和4年9月16日(金) 午前9時00分～午前9時55分
- 2 場所 宇都宮市役所14階 14A会議室
- 3 出席者
(構成員) 佐藤市長
小堀教育長, 伊藤委員, 檜山委員, 小野委員
(事務局) 教育次長, 学校教育担当次長, 教育企画課長,
学校教育課長, 子ども家庭支援室長
- 4 傍聴者 1名
- 5 議題 学校現場におけるヤングケアラーなど困難を抱える子どもの支援について
- 6 議事の内容

(1) 開会

梓澤教育次長

ただいまから、令和4年度第1回宇都宮市総合教育会議を開会いたします。本日の会議の進行を務めさせていただきます、教育次長の梓澤でございます。よろしくお願いいたします。

なお、大森委員につきましては、本日欠席となる旨ご報告申し上げます。

(2) あいさつ

梓澤教育次長

はじめに、佐藤市長からごあいさつをお願いいたします。

佐藤市長あいさつ

梓澤教育次長

ありがとうございました。

続きまして、小堀教育長からごあいさつをお願いいたします。

小堀教育長あいさつ

梓澤教育次長

ありがとうございました。

ここからの議事の進行につきましては、市長にお願いしたいと思っております。佐藤市長、よろしくお願いいたします。

(3) 議事

佐藤市長

今回は、「学校現場におけるヤングケアラーなど困難を抱える子どもの支援について」をテーマといたします。

まずは、本市におけるヤングケアラー対策につきまして、教育委員会から説明をいただいた上で、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

- ・ 本市におけるヤングケアラー対策について
(学校教育課説明)

佐藤市長

それでは、教育委員の皆さまからのご意見をいただきたいと思います。

伊藤委員

ヤングケアラーという言葉を目にしたのは最近で、私の時代は、家族の世話をするというのは当然のことで、それが誇りであり、家族の絆でもありました。そういう経験が自分で家族を持つときに活かされていましたが、ヤングケアラーについていろいろな情報を聞いて、思っているよりも深刻な状況があるということに驚かされています。ヤングケアラーのチラシに、例えば「家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている」とありますが、ヤングケアラーという言葉が独り歩きしてしまい、一生懸命頑張っている子どもたちに被害者意識を持ってもらいたくないと思っています。家族みんなで頑張っていこうという温かい家庭がたくさんある中で、子どもの権利が損なわれている子どもの発見は非常に重要なことであると思いますし、いろいろな取組で発見につなげていただいていることがわかりました。また、発見した子どもについては、できるだけ速やかに調査し、支援につなげることが重要であると思いました。子どもが、困っていると気軽に言える環境を作っていくためには、親とのコミュニケーションも非常に大切であると感じています。これから、ヤングケアラーに対してどのような支援の仕組みができていくのか、地域で活動する一員としても期待しているところでもあります。

檜山委員

ヤングケアラーの対策についてということですが、前回の総合教育会議で貧困対策についての話もさせていただき、その時、市長から「親と子どもの居場所づくり」を充実させることや市のコーディネートによる善意銀行、ヤングケアラーの対策委員会など様々な対策を行っていることを説明いただき、よくわかったところでもあります。そのような中で次の段階として、ヤングケアラーの自覚をしていない子どもの早期発見について、教育現場だけではなく、いろいろな関係機関を含めて理解促進を図っているということがわかりました。県では実態調査も行っているということで、結果が出たらそちらも見たいと思っています。教育現場におきまして、ヤングケアラーと思われる児童生徒を認知する対応は進んでいますので、これからも充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。ヤングケアラーとならないようにするために、介護や福祉等との連携・充実が整っていくと、ある程度ヤングケアラーの問題が解消できる可能性もあるのではないかと感じています。広報の部分では、インターネットで「宇都宮市役所介護」と検索すると40万件ほどヒットしますが、「宇都宮市役所ヤングケアラー」では2万件ほどであります。2万件でも多いかもしれませんが、現在はGIGAスクール構想で1人1台端末を持つようになり、一般の人ほとんどがスマートフォンを持つようになり、インターネットで検索できるようになりましたので、そちらの発信力の強化も進めていくといいのではないかと感じております。

小野委員

今回の会議の事前段階では、ヤングケアラーへの対応は、学校だけ、または行政だけではなかなか難しいため、地域を巻き込んでいくことが必要ではないかということをお話したいと考えていましたが、改めて資料を見て、説明を聞く中で、違う問題意識が出てきました。ヤングケアラーという言葉はこれまでなかったと思いますし、家族の面倒を見ることは教育につながるという視点がある中で、特に学校生活に支障はないが過度に家族のケアをしているケースとはどのようなものかと考えたときに、学校生活に支障がなければ問題ないのではないかと切り捨てられてしまう可能性もあるのではないかと思います。例えば、そこまで貧困ではないが実は虐待がある、または、貧困ではないが進学を諦めなければならない状況にあるなど、これまで貧困やシングルマザーなどという観点でしか発見できなかった子どもが、ヤングケアラーという視点から見ることによって、初めて見えるものがあるのではないかと思います。このヤングケアラーという視点で見えてくるものがあるとするのであれば、情報共有していくことでその子の将来につながるのではないかと思います。少しでも負担を感じたり、本来の行政サービスが行き届いていけばやらなくていいようなことをやっている可能性のある子どもの情報を共有していくことが大切であります。伊藤委員のおっしゃったように、被害者意識になってしまってもよくないと思いますが、ヤングケアラーという言葉が生まれたこと自体はいいことなのではないかと思います。今まで発見できなかったような、子どもや家庭の問題を吸い上げる新たな物差しになるのではないかと思います。

小堀教育長

私からは学校現場の対応という視点からお話しさせていただきたいと思っております。ヤングケアラーという言葉が出てきたのはここ2・3年ほどかと思っておりますが、それ以前は私自身も全く知らない言葉でした。私自身の教員としての経験からお話しさせていただきたいと思っておりますが、20年以上前に中学生の担任を十数年間しておりまして、何人くらい担任したか計算すると500から600人ほどになると思っております。その子どもたちがヤングケアラーであったか卒業アルバムを見ながら振り返って見たのですが、ほとんど該当する子はいなかったのではないかと思います。それは本当にいなかったのか、自分自身が発見できなかったのかは分かりませんが、少なくとも学校生活に支障をきたすほどの過度な家族への支援を担う子どもたちはほとんどいなかったのではないかと感想を持っております。最近、ヤングケアラーがいろいろと叫ばれている原因としては、家族の中に本来担うべき介護をする人がいないということや家族の数が少ない、一人親の家庭が増えていることなどがあって、ヤングケアラーと言われる子どもたちが増えてきているのではないかと思います。そうした中、ヤングケアラー対策はやはり早期発見が大切であると思っております。現在、各学校では早期発見に向けた取組をいろいろ進めております。かつては教員が家庭訪問をして、家に入っているいろいろな話をしながら家庭の状況をかなり深く知ることができました。担任を始めたころは校長先生から家庭訪問をしたらまずは家の周りを一周し、お酒の瓶がいっぱい落ちていないかなどを確認してか

ら話をするように言われました。今はそのようなことをすると不審者になってしまいますので、家庭訪問というより家庭確認という形で、玄関前で家を確認して帰ってくる状況であり、なかなか家庭の中に入り込んで発見するのは難しい時代になっているのかと思います。そのような中におきましても、子どもたちの様子を日頃から担任が観察しながら、この子はヤングケアラーなのではないかということを見ることができるような体制づくりが大切ではないかと思っています。そのためにはやはり、教員に余裕がないとできませんので、今進めております働き方改革を推進しながら、教員がヤングケアラーを見ることができるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

佐藤市長

皆様から様々な意見をいただきましたが、教育長がおっしゃるようにヤングケアラーは最近出てきた新しい言葉であり、子どもたちが介護や家族の世話をすることによって生活に支障をきたしているというのは最近のことであると思います。我々が小さい頃も兄弟がたくさんいて、放課後一緒に遊べないことのある子どもはたくさんいましたし、私の出身小学校は農家と商売人とサラリーマンがほぼ同数でありましたので、農家や商売をやっている家の子どもはなかなか遊びに行けない状況でありました。そういうものとは全く違うものでありますので、市としては万全の体制をとって、横の連携をこれからも強化していかなければならないと思います。現状では早期発見、早期対応ということであれば、関係機関との連携としてまず、学校でヤングケアラーが疑われる児童生徒を把握した場合には、アセスメントシートを活用して直ちに学校教育課、あるいは子ども家庭支援室に報告相談することとしております。また、地域でヤングケアラーが疑われる児童生徒を把握した場合には、市へ報告していただけるよう相談窓口として子ども家庭支援室、青少年自立支援センター、保健や福祉に関する5か所の相談窓口を周知しています。また、子ども家庭支援室と市の教育委員会、関係機関等で適宜連携を図りながらケースバイケースで児童生徒を支援しています。本市では、それぞれの役割や責任の所在を明らかにしながら、ヤングケアラーの早期発見・早期対応を行うため、先程申し上げました通り、昨年8月に、福祉・介護・医療・教育などの庁内関係部局による横断的な組織「ヤングケアラー対策委員会」を設置いたしました。ヤングケアラーの状況や課題、支援施策等について情報共有を行いながらケアをしております。栃木県におきましても今年7月に、県内の小学5年生、中学2年生、高校2年生、約5万人を対象とした実態調査を実施しています。その結果は冬頃公表されることとなりますので、その結果を踏まえて市として必要な支援策をさらに強化してまいりたいと思います。

地域の見守りについてであります。地域全体で見守っていく必要があることから、今年度、民生委員児童委員協議会総会におきまして特別講演や地域の関係団体などを対象にした出前講座による研修会を実施しているほか、ヤングケアラーに関する有識者を講師に招いた講演会を予定しています。また、子どもにとって、身近に感じられて相談しやすい大人との交

流や、文化や自然体験、季節の行事などの様々な体験・経験を得ながら、健やかに育つことができる環境が大切ですので、市では、地域の大人や大学生などが見守る中で様々な体験・経験機会を得ることができる、宮っこの居場所づくりに取り組んでいます。先ほども宮っこの居場所づくりの話が出ましたが、令和4年8月末の時点では、18か所ございます。親と子どもの居場所が2箇所から3箇所増やして5箇所になりました。また、子どもの居場所としては休止中や配食のみの3箇所は除いて13箇所となっております。

未然防止に向けた仕組みづくりという話をいただきました。先ほど説明のありましたアセスメントシートを共有するということが、また、こども家庭センターの設置を国が推進する中で、本市としても、幼少期から子どもを見守り、健やかな成長を支えながら、ヤングケアラーや貧困、虐待などを未然に防ぐ関係部局が連携した仕組みづくりを進めてまいりたいと思います。人員や予算の拡充につきましては、国の骨太方針2021におきまして、ヤングケアラーの早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上に取り組むことと明記されており、国の令和4年度予算に、ヤングケアラーに関する調査や周知・啓発の取組が計上されています。さらに、国の令和5年度予算の要求状況を見ますと、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や相談支援などの支援策の充実強化が示されたところであり、本市におきましてもこれらの施策事業の充実・強化を検討してまいりたいと思います。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在の3名の体制によりまして、ヤングケアラーを含め、家庭に問題を抱える児童生徒やその保護者に対し、継続的に対応することができていると聞いています。今後とも、学校からの相談件数の推移などを注視しつつ、適切な支援ができる環境を維持していきたいと考えております。

また、声をあげられない人への支援として、助けを求める、声をあげる人だけではなく、そういう状況を認めない、親が反対するなど支援が必要なのに声をあげないような人もおります。それらの人に対して何らかの支援をしていなければならぬだろうということではありますが、中には本人や家族にとってヤングケアラーとしての自覚がなかったり、家庭内に介入してほしくないなどの理由で、支援が本当に必要な人に届かない、あるいはそういう状況が表面化しにくいという問題があります。こういう場合にもアセスメントシートなどを活用して、学校現場や居場所などを含めた地域全体で、支援が必要な家庭を把握すること、また、個々の状況に寄り添って必要な支援を行っていかねばならないと思います。

また、そのためにも周知啓発はしっかりしていかなければなりません。国の報告書によると、ヤングケアラーの言葉を知らない、言葉は聞いたことがあるが具体的に知らないとの回答が約4割、中高生の8割以上が、言葉を聞いたことがないと回答しております。まだまだ、社会的認知度の向上をしっかりとっていけないと、先程の施策などにもつながってまいりません。国におきましては、ホームページやチラシ、ポスター配布などの広報活動を行っており、本市でもポスターやリーフレットの作成、配布のほか、

校長会議や児童生徒指導強化連絡会などでの周知・啓発や地域の関係団体への出前講座を実施しておりますが、これをさらに継続するとともに、拡充してまいりたいと思います。また、子どもやその家庭で支援が必要なときにSOSを発信でき、社会全体で見守りながら、支援が必要な家庭を把握して、適切な支援が届けられるよう、社会的認知度を向上させる取組を推進していかなければならないと思います。

景気というものも多分に影響しているのだと思います。ヤングケアラーは、バブルの頃は表には出ていなかったでしょうし、そもそも存在しなかったのではないかと思います。やはりお金がないということは、いつの時代でもそうだとは思いますが、国の生産年齢人口が落ちていく中で、かつ、直近の円安によって経済はますます疲弊する方向に行っておりますので、ヤングケアラーのみならず様々な生活しにくいという状況が拡大していくのではないかと思います。まずは、今顕著にわかっているヤングケアラーをしっかりと把握して、対応し、社会全体で支えることができる仕組みをしっかりとっていきたいと思います。

それでは皆様から自由に意見をいただきたいと思います。

小野委員

いじめなどは本当にマイナスのイメージの言葉であります。ヤングケアラーというのは必ずしもマイナスのイメージだけなのかということを考えなければいけないと思っております。ヤングケアラーという新しい物差しで、今まで見つけられなかった、将来的に問題化しそうな可能性のあるものを早期に発見できるような、家庭の小さな問題を見つけやすい用語なのかなと思います。子どもたちが家でこんな手伝いをしているよと先生に言ってくれるくらいの方がいろいろ発見しやすいと思います。

伊藤委員

すごくいいと思います。被害者とかマイナスイメージではなく、手伝いをしているということの誇りであるとか、感謝とかがとても大切であると思います。手伝いをすることがヤングケアラーにつながってマイナスのイメージになってしまうことは残念なので、ヤングケアラーという言葉がマイナスに働いてほしくないということはすごくいいと思いました。私はよく小学生と関わっているのですが、ヤングケアラーで一番負担がかかるのが小学6年生から中学生・高校生くらいではないかと思いますが、ある程度自立して、自分の意見をもって、でも我慢をしまい、声上げをしづらい年齢でもありますので、そこを発見できる何かが必要かと思います。隠したい年齢の人たちを発見していくことの難しさがあるかと思います。

佐藤市長

先程、教育長から話がありましたが、最近は家庭訪問がなかなかできなくて、家庭の中に入ることができない状況ということでした。そうでなくても教育委員会は精神的な面において家庭の中に入ることができないのだと思います。昔はそこまでの意識はなく、地域の方や子どもたちが何かあればそういう話を学校の先生にしていました。例えば、兄弟が多くて遊びにも行けないし、宿題もする時間がないので、宿題を忘れていたのではな

くできない状況なのだということを先生に言うと、先生が誰々さんは家の手伝いをして立派だということを書いて拍手したりしていました。今は個人情報ということで、そういうことを言うこともできなくなってしまったし、称えることもできなくなってしまい、状況がわからないために手助けもできなくなってしまったのが今の社会の状況であるかと思います。

小野委員 可能かどうかはわからないのですが、進学するたびに担任の先生から次の担任の先生に情報が引き継がれると変化に気づきやすいのではないかと思います。

教育長 家庭環境も含めて、小学校で担任が変わっても情報は引き継がれますし、中学校に進学する際にも引き継がれますので、把握している状況が伝わる体制となっております。

小野委員 ヤングケアラーという内容があるかないかでも引き継ぐ内容が変わってくると思いますし、家庭環境が変化しているかどうかも見やすいと思います。

伊藤委員 ヤングケアラーというのは、家庭の犠牲になっているという点では、虐待までにはあたらないがという線引きなのでしょうか。

小野委員 チラシを見ると、アルコールや薬物、ギャンブルなどの家庭に対応している場合はそれに近いように思えます。

教育長 この辺の定義は難しく、手伝いをすることは教育上良いことであるので、それがヤングケアラーなのかどうかというのは非常に難しい線引きであると思います。

小野委員 本当に過度な負担というところでヤングケアラーを線引きしてしまうとマイナスなイメージになってしまいますし、ある程度フラットな概念として広げていく方がいいのではないかと思います。法律的な面からは厳密に定義付けしたいのですが、あえて厳密化しないイメージで広げていく方がいいような気がします。

伊藤委員 学校でこのような子どもたちを発見するのは本当に難しいと思うのですが、檜山委員のおっしゃっていた福祉の問題、あとは家庭の状況からみていくことも非常に大切だろうと思います。

檜山委員 家庭に入り込めないまでも、外部から見える状況は物凄く集約していると思います。内情が見えないだけに、あとは集まったデータや情報をどのように判断していくかという状況に今はなりつつあるのだと思います。

伊藤委員

もし、ヤングケアラーが発見されると学校から情報があがった場合に、どのような対応の順序があるのでしょうか。私も、地域で相談を受けた場合に、様々な部署を跨いで相談しなければならない状況ですと、ヤングケアラー対策としては、学校は深掘して対応するということはできないと思うので、疑いがあるという場合に対応できる流れがわかっているといいと思います。そして、何かの支援が必要だとなった時に、動ける流れも必要だと思います。

子ども家庭支援室長

学校から市に、ヤングケアラーの疑いがあるとの連絡があった場合の対応について説明いたします。ヤングケアラーについては、子ども家庭支援室が中心となり対応します。子ども家庭支援室は児童虐待にも対応していますが、虐待のように、連絡を受けてすぐに家庭訪問し、事実確認などをすることは有効ではないと考えています。まずは、学校が、児童生徒からの様々な相談に対応するのと同じように、児童生徒の困り感を保護者に伝えていただき、その支援先として子ども家庭支援室に繋いでもらうという流れがよいと思います。ヤングケアラーであるという状況は、全てが否定されるものではありません。このような流れでつないでもらうことができれば、児童生徒や保護者の気持ちを踏まえ、そこに寄り添いながら支援していけると考えています。繋いでいただいた後は、家庭訪問などを行い、状況を丁寧にアセスメントし、高齢者や障がい者の介護サービスの充実や、家事支援サービスの導入を検討するなど、具体的な支援を行っていきます。

小野委員

ヤングケアラーのイメージは幅広くて、先程の説明のように、介護なのか家事の問題なのか、虐待の問題なのかなどそれぞれ違うと思います。ヤングケアラーが発見されても問題解決の糸口に過ぎないという発想で捉えなければいけないと思います。ヤングケアラーの対応は本当に千差万別なのだと思います。

檜山委員

いじめや貧困などは命に直結する問題だと思いますが、ヤングケアラーはその一歩手前なのかもしれません。子どもが過労死するというところまではいかないと思いますが、その一歩手前の段階は、先生がよく見て把握できるかということになると、働き方改革の話にもつながるなど、広範囲に波及していくところがあるので、中々ひとつひとつ潰していけば進むというものではないと思います。自分自身も親の介護の最中であり、会社もやって、親も見て、商店街活動などもやっているその会議にも参加していると休んでいる暇はあまりありませんが、自由にはやらせてもらっているといます。この様に気持ちにゆとりをもって子どもたちも取り組んでいるのであれば、ヤングケアラーとはならないと思うのですが、本当に苦しい、友達が遊んでいるのに自分はいつも面倒を見ているという気持ちが出てきてしまうと重い段階に入ってくるので、先生などに弱音を吐く子どもは非常に危険なレベルになっていると思います。近所の人よりは先生に話が行くと思いますので、そういうことをなるべく見逃さないように現場

ではやっていただけたらと思います。

伊藤委員

いじめなどの時の担任の先生の負担を考えたときに、市の方でも頑張ってくれていると思いますが、ほかの子どものこともみななければいけないので、できるだけ担任の先生に負担がかからないよう、先生へのフォローも大切だと思います。

佐藤市長

ヤングケアラーは、家庭の中のいろいろな問題、家庭だけでは解決できない問題の中の一つであります。教育委員会だけで解決できる問題ではないので、家庭全体として対応していくことがこれから必要になってくると思います。あらゆる部署が連携して、家庭に対する支援をしていく時代なのかもしれません。教育委員会はその中の一つとして、特に学校現場での対応をしていただくことになると思います。そこだけは教育委員会にしかできないところであると思います。介護であったり、家庭内暴力であったり、育児放棄であったり様々な問題が家庭の中で起こるので、家庭の中には簡単には入れませんが、行政として入っていき、どのような障害があるのか、家庭のどこで問題が起きているのか、そこの把握をしていくことがこれから求められるのかもしれない。

教育長

引き続き、子ども部などとも連携しながら、ヤングケアラーに限らず対応を進めていきたいと思っています。

佐藤市長

今の子どもたちも含め、次の世代の子どもたちは大変な時代になると思います。豊かな時代でもいろいろな問題が起きていましたが、今後はより豊かになっていく状況ではないと思いますので、豊かな時代よりも問題がどんどん増えていき、一方を抑えると別な方で問題が顕在化する状況となっていくことが予想されますが、子どもたちには夢や希望をもって明るく生きてもらいたいと思います。そういうものを市としても、教育委員会の皆さんと協力して行っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(4) その他

佐藤市長

次に「その他」になりますが、教育委員会の皆様から何かございますか。

(特になし)

佐藤市長

ありがとうございました。
それでは、進行を事務局に戻します。

(5) 閉会

梓澤教育次長

以上で、令和4年度第1回宇都宮市総合教育会議を閉会いたします。
ありがとうございました。